

一宮市学校給食調理場整備基本構想策定業務仕様書

1 業務の目的

本市は、平成 17 年 4 月に、2 市 1 町（一宮市、尾西市及び木曽川町）が合併して誕生したが、現在も、下表に示す通り、地区毎に合併前の給食提供方法が続いている。また、共同調理場、単独調理場ともに、老朽化しているため、新たに整備する必要がある。そこで本業務では、本市の学校給食審議会の検討結果をふまえ、本市にとって最適な給食提供方法及び施設整備運営内容を検討する。

平成 28 年度当初の地区別給食提供状況

地区	給食提供方法	学校数		食数	
一宮地区	共同調理場方式 (南部調理場)	合計 26 校	小学校 18 校	合計 13,346 食	小学校 8,716 食
			中学校 8 校		中学校 4,630 食
	共同調理場方式 (北部調理場)	合計 21 校	小学校 14 校	合計 13,513 食	小学校 8,900 食
			中学校 7 校		中学校 4,613 食
尾西地区、 木曽川地区	単独調理場方式	合計 14 校	小学校 10 校	合計 8,641 食	小学校 5,717 食
			中学校 4 校		中学校 2,924 食
市内全域		合計 61 校	小学校 42 校	合計 35,500 食	小学校 23,333 食
			中学校 19 校		中学校 12,167 食

2 業務内容

(1) 現況及び課題の整理

共同調理場（南部及び北部の 2 か所）、共同調理場方式 47 校のうち 5 校のコンテナ室（配膳室）、単独調理場方式 14 校の給食室（調理場）を現地確認（敷地内進入路（配送車通行）、プラットフォーム、コンテナ室（配膳室）・給食室（調理場）等）し、運用上又は老朽化のため改修等を実施すべき箇所を整理する。また、共同調理場及び各校の給食提供方法を整理する。

※共同調理場方式 47 校のうち 5 校とは、図面等で確認する限り、単独調理場建設のためのスペースが確保できると市が考える学校で、向山小学校、丹陽小学校、千秋小学校、末広小学校、大和南中学校のことである。ただし、これら 5 校で単独調理場建設が可能であるかは、本業務において現地確認等により判断するものであり、本業務発注時点において市が保証するものではない。

(2) 学校給食に対する関係者の意向の調査

児童・生徒の保護者及び教職員等学校給食関係者について、アンケート調査（A4 で 3～4 枚程度）等を実施し、学校給食に関する意向を把握する。（調査票の配布・回収等は市が実施する）

(3) 将来の提供給食数等の検討

市が提供する各校区の児童数・生徒数の推計値を基に、本市における将来の提供給食数、学級数について検討する。

(4) 事例調査

近年の学校給食調理施設の整備事例（共同調理場方式から単独調理場方式への変更事例、単独調理場方式から共同調理場方式への変更事例、共同調理場方式と単独調理場方式の併用事例、親子方式、スクールランチ方式）について、提供食数、配送先箇所数、施設構成、事業費、事業者選定方法等を整理する。

(5) 各給食提供方法の前提条件の設定

(1)～(4)をふまえ、想定される各給食提供方法について、施設整備方針（学校給食衛生管理基準への適合を前提とする）、施設の立地条件、配送・回収方法、維持管理・運営体制のそれぞれの内容について整理する。

①施設整備内容

《 共同調理場方式の場合 》

◆共同調理場について

現在の2施設（南部調理場及び北部調理場）が提供している食数を確保できる施設の更新整備計画（望ましい施設数、候補敷地における施設の諸室構成・駐車場配置の概要案作成を含む）を策定する。

なお、上記計画の施設整備の進捗に応じた、各センターからの配送先学校、提供食数、コンテナ数等の配送計画も可能な範囲で試作する。

◆各校コンテナ室（配膳室）について

現給食室（調理場）からコンテナ室（配膳室）への改修方針、
現コンテナ室（配膳室）の改修方針 等

《 共同調理場方式と単独調理場方式との併用の場合 》

◆各小中学校の給食提供方法（共同調理場方式又は単独調理場方式）

◆共同調理場方式について ※ 上記共同調理場方式と同様の整理

◆各校コンテナ室（配膳室）について ※ 上記共同調理場方式と同様の整理

◆各校給食室（調理場）について

現コンテナ室（配膳室）から給食室（調理場）への改築方針、
現給食室（調理場）の改修方針 等

《 親子方式の場合 》

◆各校コンテナ室（「子」配膳室）について ※ 上記共同調理場方式と同様の整理

◆各校給食室（「親」調理場）について

現コンテナ室（配膳室）から給食室（「親」調理場）への改築方針、
現給食室（「親」調理場）の改修方針 等

②市が提示する複数の共同調理場候補地の適性評価（建設可否、配送時間、等）

※ 共同調理場方式の場合

※ 共同調理場方式と単独調理方式の併用の場合

※ 親子方式の場合

③配送・回収方法（配送車台数、工程、配送・回収時間 等。選定エリアを前提に算定）

※ 共同調理場方式の場合

※ 共同調理場方式と単独調理場方式の併用の場合

※ 親子方式の場合

④維持管理・運営体制（栄養教諭又は学校栄養職員、調理員、配膳補助員、その他必要な人員）

（６）各給食提供方法の比較・検討

（１）～（５）をふまえ、各給食提供方式について、定量的（整備費・運営費試算）、
定性的（配送時間、栄養教諭又は学校栄養職員の負担軽減といった観点も含め、長所・
短所の整理）に、比較・検討し、本市にとって最適な方法を導出する。

（７）学校給食審議会の運営支援

年３回程度開催予定の学校給食審議会に出席し、審議会の運営、アドバイス等を行
う。

３ 業務期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ この間、月に 1 回程度、市と本業務受託者による打合せを行う。

４ 成果品

本業務の成果品として、次の図書等を作成する。

- | | |
|------------|-------|
| （１）基本構想報告書 | 60 部 |
| （２）概要書 | 100 部 |
| （３）関係資料 | 一式 |
| （４）打合せ議事録 | 一式 |
| （５）上記電子データ | 一式 |

5 その他

この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、事務局と受託者が協議のうえ決定する。